

第2回 岩内町地域公共交通活性化協議会 議事録

日時 平成26年7月11日(金) 13:30~14:40
場所 岩内地方文化センター 会議室
出席者 別紙のとおり 傍聴人 無し

議 事 内 容

(齊藤事務局員)

本日はお忙しいところ御出席を賜り、ありがとうございます。開会に先立ちまして、春の人事異動等で、協議会委員に異動がございますので、小熊副町長より、委嘱状を交付させていただきます。

～ 7名の委員に対し、委嘱状の交付 ～

(齊藤事務局員)

ただいまより、「第2回 岩内町地域公共交通活性化協議会」を開催します。開会にあたりまして、当協議会会長であります、小熊副町長より、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

(小熊会長)

本日は、ご多忙のところ、お集まり頂き、ありがとうございます。

日頃から、岩内町の「まちづくり」に多大なるお力添え、ご理解を賜り、厚くお礼申しあげる次第であります。

先ほど、会議の開催前に、4月の人事異動、団体の改選等により、7名の方々に『委嘱状』を交付させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、今年の2月25日、岩内町において初めての事業であります、地域公共交通に関する、第1回目の協議会を開催し、規約や今後の取り組み事項、予算などを決めさせていただき、岩内町における地域公共交通の活性化に向け、スタートすることができました。

これも、本日お集まりの委員各位のご理解ご協力のお陰でございます。

ありがとうございます。

さて、国においては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正」が公布されており、今回の協議会で、これら改正に伴う議案が提出されております。

委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(齊藤事務局員)

ありがとうございました。ここで、議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

一番うえが1枚モノで配席図、同じく1枚モノで本日の出席者名簿、会議次第を表紙とした議案 こちらは11ページまであります。そして添付資料

として、岩内町地域公共交通の検討調査業務の仕様書案。以上、4種類の資料となります。

資料に不足等がございましたら、お知らせ願います。

(齊藤事務局員)

次に会議次第の3からは、議長であります、小熊会長に議事を進めていただきたいと存じます。

(小熊会長)

本日の協議会ですが、全委員26名中、フレンドタクシーの中川委員と岩内観光協会の松田委員が欠席。また、2名の代理出席ということで報告を受けております。本日、23名[※]の委員の方々に出席をいただいておりますことをまず最初にご報告させていただきます。

※ 1名は遅れる旨の連絡があり、1名は最終的に会議に間に合わず欠席

(小熊会長)

さっそくですが、会議次第の3、報告第1号、第2号を事務局より報告いたします。

(中川事務局長)

岩内町地域公共交通活性化協議会委員の変更について、ご報告いたしますので1ページ、**報告第1号**をご覧ください。

当協議会は、本年2月25日に設立され、4月の人事異動や各団体の改選等により、7名の方々の異動がございました。お名前をお呼びしますので、その席にて簡単な自己紹介をお願いします。

最初に、計画を策定する町で、岩内町民生部長の鈴木委員です。同じく、建設水道部長の木村委員です。

次に、道道の道路管理者である北海道後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所所長の西岡委員です。

次に、公安委員会で、北海道札幌方面岩内警察署交通課長の富山委員です。学校関係では、北海道岩内高等学校 校長の平田委員です。同じく学校関係で、岩内町PTA連合会 会長の横山委員ですが、本日、所用につき、PTA連合会事務局長 岩内第一中学校の東堂（とうどう）校長が代理出席の予定でしたが、学校行事の関係でまだお見えになっておりません。

国の機関では、国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官樋口委員ですが、他の公務のため、本日は北海道運輸局札幌運輸支局の、田中運輸企画専門官が代理出席しております。

以上、7名の方々に、協議会委員に委嘱させていただいております。

よろしく願いいたします。

また、事務局にも異動がありました。4月1日付けで企画産業課企画担当係長の齊藤です。

次のページ、2ページをご覧ください。7月11日現在の委員名簿となっております。

引き続き、3ページ、報告第2号をご覧ください。

報告第2号は、第1回岩内町地域公共交通活性化協議会の結果についてで

あります。第1回の協議会を、平成26年2月25日（火）13:30から岩内地域人材開発センターを会場に、26名中、25名の委員のご出席をいただき、開催させていただきました。

会議当日、岩内町長から挨拶を頂戴する予定でしたが、札幌での公務が入ったため、小熊副町長からごあいさつを頂いております。

次に、岩内町地域公共交通活性化協議会規約等の決定については、当協議会の規約、財務規程、事務局規程、それぞれ、ご承認いただきました。

3. 委員及び事務局の紹介 及び 委嘱状の交付では出席議員の紹介及び小熊副町長より委嘱状の交付を行っております。

4. 役員の選任についてであります。協議会規約第5条第2項で、会長は副町長、規約第5条第3項で、副会長、監事については会長が指名するものをもって充てる。となっていることから、会長については、小熊 岩内町副町長、副会長は、花田委員と札幌大学の千葉委員の2名、監事は、本間委員と福嶋委員の2名、それぞれ会長から指名しております。

5. 報告事項では、資料に基づき、「地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割」、「岩内町における公共交通の現状」について説明させていただきます。

6. 議題についてであります。今後の取り組み事項、国の補助事業活用について、協議会の予算案や26年度の計画では、5回程度開催予定であることを説明し、地域の住民ニーズが高く、総合的な公共交通の確保が必要と判断されれば、次年度以降にネットワーク計画を策定し路線バスの位置付け、コミバスや乗合タクシーなどの実証実験を行うなど、了承を頂いたところであります。

次のページ、4ページをご覧ください。

協議会予算案については、歳入、歳出とも0円とし、地域公共交通総合連携計画の経費分については、町の一般会計の補正予算で対応し、議決後、速やかに協議会を開催し予算案を諮ることとして、了承を頂いたところであります。

7. その他ですが、町の考え方として、単にバスやハイヤータクシーの公共交通を走らせるのではなく、地域公共交通は「まちづくり」に貢献するものであるという観点で作成した資料を配付しております。

また、専門的な立場からのご助言等をいただいております。

以上であります。

(小熊会長)

報告第1号、岩内町地域公共交通活性化協議会委員の変更についてと、報告第2号、第1回岩内町地域公共交通活性化協議会の結果について、事務局より報告がありました。これら、報告について何かございますか？

～無し～

(小熊会長)

無いようですので、会議次第の4に進みます。議案第1号、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律による、岩内町の考え方について、事務局より説明させます。

(中川事務局長)

5 ページをご覧ください。議案第 1 号は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律による岩内町の考え方についてであります。

最初に、1. 国の動きについてであります。国においては、本年2月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正案を、第186回国会に提出し、「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」に変更とした、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が、本年5月21日に公布されております。

2. 改正の概要ですが、従来の計画（地域公共交通総合連携計画）を策定した自治体において、まちづくりや観光振興など地域戦略との一体的な取り組みが不十分で、特定の路線にコミュニティバスを導入するための単体の計画にとどまっており、また、計画の達成状況の評価が不十分など、課題が出されており、昨年末に成立した交通政策基本法の基本理念にのっとり、新たな計画である「地域公共交通網形成計画」では、まちづくりや観光振興の観点から、地域の活力向上に必要な施策として位置付けるなど、持続可能な地域公共交通の形成に資することされており、さらには形成計画の達成状況の評価に関する事項が追加されております。

3. 今度の対応についてであります。当協議会としては、改正された法律の趣旨にのっとり、同法律の支援を視野に入れながら「地域公共交通網形成計画」や、必要に応じては「地域公共交通再編実施計画」を策定していく考えであります。

今後、改正による追加された事項の内容検討、形成計画に掲載すべき詳細事項など、形成計画を策定するには一定の時間が必要と考えており、今年度においては「地域公共交通網形成計画」策定の基礎部分である、当町における公共交通の現状把握、住民ニーズの把握（アンケート調査）や地域公共交通の活性化に向けた課題の整理など、今後の公共交通の方向性を検討する『岩内町地域公共交通の検討調査』を実施し、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け検討し、次年度に「地域公共交通網形成計画」を策定していきたいと、考えております。

資料として、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正する法律案」で、国土交通省が2月12日閣議決定後に報道発表した際の資料を次のページに添付してございますので、6 ページをご覧ください。

その資料の中段に記載されておりますが、矢印で地域公共交通の再定義と黒抜きされておりますが、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意のもとで、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要とされております。

また、その下段、法案の概要の真ん中、地方公共団体、市町村・都道府県においては、現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項として、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築、を追加し、まちづくりとの連携を基本方針とする、『地域公共交通網形成計画』を作成できるものとしております。

また、基本計画であるこの「地域公共交通網形成計画」を受け、実施計画の位置づけである『地域公共交通再編実施計画』で、関係する事業者等の同

意を得た中で、左側の認定に記載されておりますが、バスの路線や輸送力の設定などの許認可の審査基準の緩和などを盛り込んでおります。

なお、これら法律の改正に伴う説明会が、来週の水曜日ですが、7月16日、札幌にて開催されますので、事務局より2名参加する予定であります。以上でございます。

(小熊会長)

ただいま事務局より説明がありましたように、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、まちづくりや観光振興など、地域の活力向上に必要な施策と連携した「地域公共交通網形成計画」と位置付けられ、持続可能な地域公共交通の形成に資するとされたところであります。

今年度においては、この「形成計画」策定の基礎となる住民ニーズの把握などのアンケート調査を含む『岩内町地域公共交通の検討調査』を実施し、次年度に「地域公共交通網形成計画」を策定したい。と、事務局より説明がありました。

これらについて、なにか質問等ございませんか？

(千葉副会長)

5月30日に北海道全体、地方の交通再編を行っているプロジェクトがございました。国の税金を使い、補助を得て行っているわけですから、それがどういう具合に展開されているのかということをチェックする、二段階のチェック体制がございます。

1つは、地元の人達が自己評価、自己点検をして、運輸局に提出。運輸局はそれをもう一度チェックして、税金が効果的に使われているか、住民サービスのレベルが維持できているかというチェックを行う。その中から、いくつかピックアップして、第三者評価委員会(千葉委員を座長とした5名)にかけてもう一度チェックいたします。

また、6ページ「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」について国の政策がなぜこのように変わったのかということについて、地域公共交通の総合連携という考え方から、活性化及び再生に関するとうい考えに変わったわけですが、この変わった意味することは非常に大きくわけです。

なぜかと申しますと、もう一つ、法律が改正された背景としましては、「交通基本法」が成立し、民主党時代に制定されたこの法律がもう一度見直されて、「交通政策基本法」という表現に変わり成立した。

当初は理念法であり、つまり「人々は交通移動のサービスを受ける権利があるのだ」ということを、法律できっちり謳うことが目的であったわけです。

20年近く前から交通権という考え方があり、移動制約者の方々は「生存権の一部として交通権をもつのだ」ということが学会でも一般的であったし、そういうことをベースとして、当時の政派は、「交通基本法」というものを制定しようと議論を続け成立した。

政権が変わり、交通政策基本法が成立した。これは単なる理念法としては不十分であるとして、実定法としての具体的な法律の論拠になるようにしようという考え方が出てきた。

もっと具体的な計画の根拠になるものというのは何かといいますと、6ペ

一ジの中程にある、「これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し」という、ここの意味は、非常に大きいです。総合連携計画というのは、3つ前の法律を改正したのですが、そもそもの改正される前の法律は、地域の公共交通は単に交通だけを議論していても不十分だ。といった考えに立てたわけです。

したがって、地域連携ということを非常に強く謳っておりました。域内連携と域外連携というふうに当時いわれていました。域内連携とは、地域内での様々なまちづくりの事業主体と連携しながら交通のサービスレベルを考えてくださいということで、前回申し上げましたが「交通事業は派生事業」であり、本来事業がなければ、交通事業は活性化しないわけです。そのことを、前の法律ではきっちり捉えて、そういうこととして、地域全体で公共交通を確保し、維持する努力をしてください。そのための助成金を付けますということだったのです。

ところが、そういう事業を行っていた何年後かに、ただ、「バス事業者に対する単なる補助事業」のような意味合いに変わってしまったため、その反省が出てきて、もう一度元に戻したということになります。ですから、もう一度地域全体で、まちづくりという視点から、それぞれの活動主体が連携をして地域の交通を確保し、維持していこうということで、具体的に申しますと、交通事業者、バス事業者の補助であれば、例えば「待合施設をどうしますか」、「バスに合わせて中心市街地の活性化をどうしますか」というような議論は出来ない。やったって補助金は付かないので意味が無い。

ですから、地域全体の公共交通の確保となれば、「商店街もお手伝いしてください」、「空き店舗があれば、そこを待合施設に活用しませんか」とかそういう議論をいくらでもできるわけです。私共はそういう指導を全道で行ってきました。今般、法律が変わり、従前のような内容に戻ったことを大変喜ばしく思いますし、是非、そういう方向で地域の公共交通を考えていくというスタンスに立っていただきたい。それが第一点です。

それで、第三者評価委員会にて、運行そのものをどうするか、サービスレベルをどうするかという議論で、それと併せて、運行事業者も含めまちづくりの全体のマネジメントをする体制づくりが大切になってきます。

それが無いと、殆どが「事業者に対する補助」というような形で終わってしまう。これは全道共通した現象です。ですから、できるだけそういうことにならないように、地域全体の方々がコストマネジメントを含めて、持続的に維持していかなければいけません。何千万円という補助を永遠と出すことはできない。私が知る限り、北海道で1番補助を出しているところは、オホーツクのある自治体で、7千万円も補助を出しています。コストマネジメントは不可欠と言えます。

(委員)

利用促進のハンドブックが国土交通省のホームページに掲載されており、発行が平成25年の5月になっているが、これは法律が改正された前のものなのか、それとも改正された後のものなのか？

その中に、モビリティマネジメントの利用促進策とか色々手法が書かれているが、今、岩内町がやろうとされている、地域公共交通の検討調査は、モビリティマネジメントのステップ1に記載されている事前調査にあたるの

かどうか併せてお尋ねします。

(中川事務局長)

事務局の方から、2点のご質問についてお答えいたします。

1点目のハンドブックにつきまして、私共は詳細についてはご承知ないのですが、後ほどご確認させていただき、法律改正後に作成されたものなのか運輸局ともご相談しながらお答えできればと思っています。

それから、2点目の議案第1号「今後の対応」ということで、岩内町の地域公共交通の検討調査について、法律改正に基づいた中での基礎調査なのかというご質問と受け止めていますけれども、この部分については、委員のおっしゃるとおりと私共は認識しております。ただ法律の改正部分につきましては、先ほど私の方からご説明いたしましたけれども、来週札幌で法律改正にもなう説明会がございます。その説明会の中で、そういった法律の改正の内容ですとか、今後の交通網形成計画にどういった事項を盛り込まなければならないかとか、ある程度の部分は見えてきているのですけれども、正直まだ説明を受けていないものですから、なかなか書き込みはできないのかなど。そういった部分もありまして、今回の岩内町地域公共交通に関しまして、町はじまって以来の事業であると認識しております。そういったなかで、初めての事業でございますので、岩内町民が、地域住民が公共交通に関してどういった認識をもっているのか、果たして必要なのか、それとも現状で良いのか全くわかりません。そういったこともございまして、まずは住民のアンケートですとか、交通事業者のヒアリングなど受けながらですね、岩内町に合った交通体系はなんだろうという調査を、この検討調査ということでやらせていただきたいと思いますと思っていますので、委員のおっしゃるとおり、法律改正に向けた基礎調査というふうに受け取ってもらって構わないと私共は認識しております。

(委員)

もう一点お伺いしたいのですが、国土交通省が出しているパンフレットの11ページに、事前調査について費用調査負担負担とのバランスで実施有無を検討すべきとあるのですが、このへんはどうなるのか検討されているのか？

また、「事前調査を実施しないと…」と書かれているが、これも意味がわからないので確認しておいていただきたい。

(中川事務局長)

一度ハンドブックを読まさせていただいて、運輸局とご相談させていただきながら、委員には今後の協議会にてご報告させていただきたいと思っております。

(小熊会長)

16日に説明会がございますので、その中でも確認していただきたいと思います。

(千葉委員)

私が承知している範囲で申し上げたいと思いますが、まず最初に、モビリ

ティマネジメントからお話したほうがわかりやすいだろうと思いますが、モビリティマネジメントとはなにかとございますと、その地域交通需要全体をどうコントロールするかということで、ですから例えばここの部分は公共交通でやると良いだろう、こういう交通はプライベートな部分ですから私的な負担でやっていただくのが良いだろうとかですね、公共的な性格の強いところは、全体的なサービスとして、いわゆるシビルミニマムという表現を使いますが、その地域と公益的な税金で支える。こういう部分は個人的なホビーのための交通事情、これは個人で負担してください、具体的にはパチンコ屋にいくとかあるが、これを全部税金でやるというのは、そこまでは必要ないでしょうと。しかもそれぞれ、これは公益的なところで支えましようとなった場合、どういう交通手段でやるのか、コミュニティバスという方法でやるのか、乗り合いタクシーという方法でやるのか、いろんな手段があるわけです。その手段を色々検討しましょう。そのときに私が申し上げたとおり、それはそれぞれの自治体には予算の制限があり、財政の制約があるわけです。そのなかで、それを十分考えてどういう手段でやるかを皆さんで検討しましょうということなんですね。これがモビリティマネジメントなんです。

1つだけ付け加えますと、世の中でモビリティマネジメントが誤解されて使われている部分がある。それは、バスの乗り方教室だとかそういうニュースがよくでます。そのことがモビリティマネジメントだと誤解している部分がありますけど、それは決して本来の目的は、全体のその地域の交通需要をどうコントロールするか、そういうことがモビリティマネジメントの本来の意味です。

それから、もう一つはですね、調査ですが、いま私が申し上げたとおり地域全体の交通需要をどういう具合に把握し、どういう具合に展開するのがコストが最小で1番効果があるかということも議論するわけですから、いま既におきている顕在需要だけではなくて、潜在需要もどうなんだということも把握する必要がございます。今、バスを利用されている方々が顕在需要ですね、それ以外に実は、欲求はあるのだけれども利用出来ない環境にあるから潜在化している部分もあるわけです。こういう人達が実は1番困っているのかもしれない。そういうところを掘り起こして、潜在需要、顕在需要両方きっちり捉えてどういうサービスシステムを考えるか、これを議論しましょうというのが趣旨であるかと思います。

(小熊会長)

今、先生のお話も含めて、議案第1号、ご質問等どうでしょうか。

(委員)

地域公共交通の計画、次年度に作成となっているのですが、今年度では間に合わないということですか。

(中川事務局長)

今年度につきましては、先ほどから私ご説明しています、岩内町の地域公共交通網の検討調査に専念させて頂きたいと思っております。この部分につきましては、委員おっしゃるとおり、地域公共交通網形成計画の基礎、土台となるものと私共認識しておりますので、まず今年はこちらの検討調査、岩

内町こういったニーズがあるのかニーズ把握をおこなってからですね、次年度に交通網形成計画というものを策定していきたい、そのように考えております。

(委員)

いま先生のお話があったとおり、トラベルフィードバックプログラム(TFP)という計画があり、ワンショットTFPなど種類が色々あるみたいですが、大体ワンショットでは、一ヶ月か二ヶ月程度で終わるという書き方がされているんです。どの程度の調査をやるかによってかなり違うと思うのですが、まだ今年度の半ばであるのに、次年度にやるというのはあまりにも遅いのではないかという気がします。なぜかと言いますと、議会で質問させていただいたときは、調査検討を考えておりますという答弁であった。未だに何も考えていないということになってしまうので、私は次年度というところにこだわる。なんで本年度ではないのか。こういうスケジュールのため次年度ですよと示してくれるなら良いけど、何もなくてただ次年度で計画します。次回の報告書には次年度で了承を得たというふうになってしまうでしょう。私はそこのところ疑問に思うと同時に、不安なんです。

(小熊会長)

今回の法律の改正をやってですね、前回お渡しした段階とは、情勢も変わりました、16日に国のほうの説明会があると。その説明の内容等も十分踏まえながらですね、まずは、調査の段階で1番大事なものは、千葉先生のお話にもありましたけども、町の方の需要の掘り起こし、その辺の調査のほうをですね、がっちりやっていきたいと。そういう趣旨もあってですね、計画本体については次年度にやっていこうというのが事務局サイドの考え方なのですが、例えば、説明会にあってですね、内容によっては、早くできるという可能性はむしろ大きい。

(中川事務局長)

委員のおっしゃったハンドブックを一度拝読させていただいてから、検討させていただきたいと思います。

(千葉副会長)

こういう公共の移動サービスのビジネスモデルをつくるということになるわけで、制度を作って終わりということではありません。運営をしていかなければならない。まずはプランを立てるという場合には、きっちりした需要の把握をしないとイケない。まず調査をしなければプランは立たないのでまず調査をしないとイケない。これは非常に重要です。

一方で、既に従前からの事業が動いているわけですから、既に動いてきたなかで使える調査はどんどん積極的に使ったほうが良い、私もいくつかの地域でいつも申し上げるのですが、もう既に実施したようなのと似た様な調査繰り返しやる必要はありませんよと。それで足りなかった部分を集中的に調査して、需要をキャッチアップするとかなさった方が良いでしょうよと申し上げます。

効率的なスピーディな調査をやることは非常に重要です。

(小熊会長)

若干の補足になりますけども、16日の説明会に行った後の話になるので、今の伺っている段階では、次年度に計画をつくるという過程のなかです。実証試験をやるような可能性もあるものですから、ただ計画をつくるだけではなくてですね、16日に行かないとはっきりわかりませんが、計画づくりしながら、それと併せて実証試験できるという情報もあるものから、そのへんもがっちり聞きながら、計画は次年度になってもスピーディに進むように事務局のほうでも進めたいと、そのへんは考えておりますので、補足になりますけど、ご説明させていただきました。

(運輸局)

ハンドブックなのですが、戻って調べさせていただきます。
平成25年5月のものでしたら、改正前のものになります。

(小熊会長)

ほかに無いようであれば、先を急ぐようでも申し訳ないのですが、議案第1号のとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

～ほかに発言等は無し～

(小熊会長)

それでは議案第1号のとおり、進めさせていただきたいと存じます。

(小熊会長)

つぎに、議案第2号、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正についてであります。事務局より説明させます。

(中川事務局長)

7ページをご覧ください。議案第2号は、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正についてであります。

規約の改正理由は、『地域公共交通網形成計画』と名称を変更するとした、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

内容をご説明しますので、次のページ、8ページをご覧ください。

岩内町地域公共交通活性化協議会規約を次のように改正しようとするものであります。第1条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「連携計画」を「形成計画」に改め、「に関する協議」を削り、「連携計画の実施に係る連絡調整」を「実施に関し必要な協議」に改める。

第3条第1号から第3号までの規定中「連携計画」を「形成計画」に、第2号中「に係る連絡調整」を「関し必要な協議」に改める。とするものであります。

なお、附則として、この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日から施行する。とするもので、法律では、公布の日から起算して6月を超えない範囲において

政令で定める日から施行する、としております。

次のページ、9ページは、当協議会規約の新旧対照表となっております。
以上で説明を終わります。

(小熊会長)

議案第2号について説明がありました。なにか、ご質問等ございませんか？

～無し～

(小熊会長)

なければ、議案第2号のとおり、改正させていただきます。

(小熊会長)

引き続き、議案第3号、岩内町地域公共交通活性化協議会平成26年度補正予算案について、事務局より説明させます。

(中川事務局長)

10ページをご覧ください。議案第3号は、岩内町地域公共交通活性化協議会、平成26年度補正予算案についてであります。

当協議会における平成26年度当初予算につきましては、前回2月25日に開催しました第1回の協議会におきまして、歳入、歳出とも0円とし、地域公共交通総合連携計画の経費分については、町の一般会計の補正予算で対応し、議決後、速やかに協議会を開催し予算案を諮ることとして、了承を頂いたところであります。

先月開催されました、岩内町議会第2回定例会において、「岩内町地域公共交通活性化協議会負担金」として465万8千円を追加する補正予算を可決いただき、本日の協議会に補正予算として提案するものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出からご説明いたしますので、下段をご覧ください。

1款 運営費、1項 会議費、1目 会議費で、アドバイザー謝礼、及び、会議等のお茶として、21万8千円の追加、

1款 運営費、2項 事務費、1目 事務費で、バスセミナーや公共交通に関する会議、運輸局等の打合せの旅費として、1万2千円の追加、

2款 事業費、1項 事業費、1目 事業費で、先ほどの、議案第1号、法律の一部改正による岩内町の考え方について、ご説明いたしましたが、地域公共交通網形成計画を策定するには、一定の時間が必要であり、計画策定の基礎部分である『岩内町地域公共交通の検討調査』の費用442万8千円の追加であります。

次に歳入についてであります、

1款 負担金、1項 負担金、1目 負担金で、岩内町からの負担金、465万8千円の追加であります。

以上で説明を終わります。

(小熊会長)

議案第3号、協議会に関する補正予算案の説明がありました。なにか、ご質問等ございませんか？

～無し～

(小熊会長)

無いようですので、議案第3号のとおり可決させていただきます。

(小熊会長)

次に、議案第4号について、事務局より説明させます。

(中川事務局長)

11ページをご覧ください。議案第4号は、岩内町地域公共交通の検討調査業務の委託についてであります。

岩内町地域公共交通の検討調査業務の実施について、別添の仕様書に基づき外部機関に委託することとし、岩内町入札参加者指名選考委員会要綱に準じたなかで事務を進め、指名競争入札により選定したい。というものであります。

仕様書について説明いたしますので、別添の「平成26年度岩内町地域公共交通の検討調査業務仕様書(案)」をご覧ください。

1ページは、業務の目的でございます。目的については、3ポツめに記載しているとおり、地域公共交通は「まちづくりの要」といった認識にたち、「暮らしやすいまちづくり」、「賑わいのあるまちづくり」、「高齢者や障がい者などに優しいまちづくり」、「環境負荷を軽減するまちづくり」、「地域の安全を高めるまちづくり」といった『まちづくり』の観点から、町、地域住民、交通事業者、関係機関等と連携のもと、住民ニーズを把握し、将来にわたる岩内町における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた検討を行う。と、しております。

次のページ、2ページをご覧ください。業務の内容であります。業務の内容については、大きく分けて6点ございます。

1点めは、2ページの中段、(1)岩内町における公共交通の現状の把握、

2点めは、3ページの上段、(2)公共交通におけるニーズ等の把握

3点めは、下段の(3)地域公共交通の活性化に向けた課題の整理

4点めは4ページに記載しておりますが、(4)岩内町における地域公共交通施策の方向性の検討、

5点めは、(5)協議会の運営支援

6点めは、報告書の作成となっております。

業務内容を詳しく説明いたしますので、2ページにお戻り下さい。

1点めは、岩内町における公共交通の現状についてで、ここでは、2つの現況把握を実施いたします。まず一つめは、①地域の現況把握として、通学や通院、買い物など、日常生活の目的地となる施設の立地状況や道路網の現況把握、二つめとして、②公共交通をとりまく現状把握として、バス路線、民間等の送迎バスルート、運行状況など既存資料による把握やバス路線に対する補助金など、路線維持に係るコスト等の現状を把握いたします。

次のページをご覧ください。

2点めは、公共交通におけるニーズ等の把握として、3つのニーズを把握いたします。一つめは、①公共交通に関するニーズの把握として、町内に居住する2000世帯を対象にアンケート調査を実施し、調査に関する印刷、配付・回収及び集計や分析を実施します。なお、平成26年4月末現在の世帯数は7208世帯で全町の28%程度が対象となります。二つめは、②交通事業者や町内会等の意向把握で、町内のバス事業者、ハイヤータクシー事業者に対しヒアリング調査を実施し、事業者側の抱える課題や今後の意向等の把握、町内会や老人クラブ等の団体（3団体程度）に対してヒアリング調査を実施し、特に高齢者等を取り巻く移動の実態や今後の意向等について把握いたします。三つめとして、③乗降者数等調査として、町内を走るバス路線における、町内周辺の各バス停の乗降者数を調査するとともに、バス利用者に対し簡単なインタビュー調査を実施します。なお、この調査は、夏季及び冬季の2シーズンを調査する予定です。

3点めは、地域公共交通の活性化に向けた課題の整理として、現状や住民ニーズから、今後の岩内町における持続可能な地域公共交通の実現に向けた課題、整理を行います。

次のページをご覧ください。

4点めは、岩内町における地域公共交通施策の方向性の検討で、地域全体を見渡した「総合的な公共交通のあり方」とともに、「コンパクトなまちづくり」などの視点も踏まえた、岩内町にふさわしい公共交通の方向性を検討整理いたします。

5点めは、協議会の運営支援として、当協議会への説明及び資料作成などの運営支援を行います。協議会への出席は、4回を予定しております。

最後の6点めは、以上説明しました1から5までの内容を取りまとめた報告書の作成で、報告書50部、各種調査データの電子媒体一式を成果品として提出していただきます。

以上で説明を終わります。

(小熊会長)

議案第4号、岩内町地域公共交通の検討調査業務の委託について、説明がありました。なにか、ご質問等ございませんか？

～無し～

(小熊会長)

無いようですので、議案第4号のとおり、先ほど説明のあった仕様書に基づき、外部機関に委託することとし、指名競争入札により選定させていただきます。

(小熊会長)

それでは、会議次第の5、その他でございます。

何かございませんか？ 無ければ、事務局より説明がございます。

(中川事務局長)

事務局より1点、ご連絡いたします。次回の会議日程であります。

本日、ご審議いただいた、検討調査については、外部機関に委託し、町の要綱に基づいて、指名競争入札により選定することをご承認いただきました。

指名競争入札後、落札した業者と打合せを行い、大ざっぱで大変恐縮ですが、8月中にも、第3回目の協議会を開催し、受託した業者にも出席していただき、今後の予定等も含めてご説明させて頂きたいと考えております。

日程等、決定しましたら改めてご案内させていただきます。

事務局からは以上でございます。

(小熊会長)

本日予定しておりました、議事はこれをもちまして終了しました。

先ほど事務局より、次回の会議日程について説明がありましたが、8月を予定しております。ご多忙のところ恐縮ですがご出席の方よろしくお願ひしたいと思います。

以上で第2回岩内町地域公共交通活性化協議会を終了します。本日はありがとうございました。

14時40分 終了